

## 5 今後のスケジュール (予定)

項目	11月配分	12月配分	1月配分	2月配分	3月配分	4月配分	5月配分
市町村へ提出	9月上旬頃	10月上旬頃	11月上旬頃	12月上旬頃	1月上旬頃	2月上旬頃	3月上旬頃
利用権設定日	令和5年 11月30日	令和5年 12月31日	令和6年 1月31日	令和6年 2月29日	令和6年 3月31日	令和6年 4月30日	令和6年 5月31日

注1)書類提出期限は、市町村担当課に早めに確認してください。  
注2)上記以外の配分月を希望される場合は、相談窓口にご相談ください。

## 県内の相談窓口 ~お近くの相談窓口をご利用ください~

- 【事務関係】 公益社団法人富山県農林水産公社農地中間管理部 TEL 076-441-7395 (富山県農地中間管理機構)
- 【補助金関係】 富山県農林水産部農業経営課経営体支援係 TEL 076-444-3266

### 各市町村等相談窓口

市町村名	担当課名 (電話番号)	関係機関 (電話番号)
富山市	農政企画課 (076-443-2081)	富山市担い手育成総合支援協議会 (076-443-2081)
高岡市	農業水産課 (0766-20-1308)	高岡地域担い手育成総合支援協議会 (0766-20-1308)
魚津市	農林水産課 (0765-23-1032)	魚津市農業再生協議会 (0765-23-1032)
氷見市	農林畜産課 (0766-74-8086)	氷見市担い手育成支援協議会 (0766-74-8086)
滑川市	農林課 (076-475-1443)	滑川市担い手育成総合支援協議会 (076-475-1443) 公益財団法人 滑川市農業公社 (076-476-0285)
黒部市	農業水産課 (0765-54-2603)	黒部市農業再生協議会 (0765-54-2603)
砺波市	農業振興課 (0763-33-1427)	砺波市農業再生協議会 (0763-33-1427)
小矢部市	農林課 (0766-67-1760) (内線 421)	小矢部市担い手育成総合支援協議会 (0766-67-1760 内線 421)
南砺市	農政課 (0763-23-2016)	南砺市農業再生協議会 (0763-23-2016)
射水市	農林水産課 (0766-51-6677)	射水市農業再生協議会 (0766-51-6678)
舟橋村	生活環境課 (076-464-1121) (内線 45)	舟橋村地域担い手育成総合支援協議会 (076-464-1121 内線 45)
上市町	産業課 (076-472-2503)	上市町担い手育成総合支援協議会 (076-472-2503)
立山町	農業委員会事務局 (076-462-9972)	立山町地域担い手育成総合支援協議会 (076-462-9972)
入善町	がんばる農政課 (0765-72-3821)	公益財団法人 入善町農業公社 (0765-74-9370)
朝日町	農林水産課 (0765-83-1100)	みな穂農業協同組合 あさひ支店経済課 (0765-83-3212)

農地を貸したい方

農地を借りたい方

# 農地中間管理事業を利用してみませんか!

## 農地中間管理事業はこんな仕組みです!

農地中間管理事業は、農地を集積・集約化するため法令に基づき、農地中間管理機構が、所有者から農地を借り受け、農業経営の規模拡大や効率化を考えている担い手農家に貸し付ける制度です。

### ◇令和5年4月からの法律改正の主なポイント

- ・地域の話し合いに基づく地域計画(目標地図)に則り、農地の貸借を行います。(担い手の公募制は廃止)
- ・農地の貸借は、出し手、受け手との「農用地利用集積等促進計画」により行います。(県が認可し公告します。)
- ・水稻等の特定農作業受委託(基幹的な農作業全部を受委託する農作業受委託)の取扱いも可能になります。
- ・利用権設定等促進事業は、各地域での地域計画策定後又は令和7年4月以降のいずれかの早い時期から、新規契約や更新契約ができなくなります。
- ・貸借期間をこれまでの5年以上から原則3年以上に緩和

相続した農地を貸したい...

農業をリタイアして農地を貸したいけど...

### 出し手のメリット

- ◆農地中間管理機構が責任をもって農地を預かるので安心
- ◆賃料は、機構から出し手の口座へ確実に振り込まれるので安心
- ◆認定農業者等の担い手が耕作するので安心
- ◆契約期間が終わったら農地をお返しするので安心  
また引き続き貸し付けることもできます

詳しくは、後記の相談窓口(裏面)へ



# 令和5年度 地域・農地の出し手への支援

## 1 機構集積協力金の概要

対象は農業振興地域内の農地に限ります！

### ①地域集積協力金（集積を図る地域へ支援、集約化協力金との重複交付可能）

#### 交付要件

<いずれか一方の要件を満たすこと>

- ・交付対象面積の1割以上が新たに担い手に集積されること。担い手が不足する地域など、一定条件の下で申請時の当該割合を1/2に緩和。（目標年度までに当該要件を達成する必要）
- ・「地域」の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地は、0.5ha以上）の団地面積が10ポイント以上増加すること

#### 交付対象面積・単価

区分	機構の活用率（累積）		交付単価 （農作業委託）
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円／10a（0.5万円／10a）
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円／10a（0.8万円／10a）
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円／10a（1.1万円／10a）
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円／10a（1.4万円／10a）
区分5		80%超	3.4万円／10a（1.7万円／10a）

■交付対象面積  
・貸付面積（貸付期間6年以上）  
・農作業委託面積  
（基幹3作業以上を10年以上）

■機構の活用率（累積）

（機構への貸付総面積＋農作業委託総面積）  
地域の農地面積

■交付対象地域  
・地域計画の区域、または、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域。

注1 中山間地域とは、農林統計上の中間農業地域又は山間農業地域。（旧市町村別）

注2 過去に交付を受けた地域で再度申請する場合には、前回の交付単価区分より上の区分で取り組む場合に交付。

### ②集約化奨励金（集約化を図る「地域」へ支援、地域集積協力金との重複交付可能）

#### 交付要件

<翌々年度までに以下の要件を満たすこと>

- ①地域の農地面積に占める同一の耕作者の1ha以上（中山間地域及び樹園地0.5ha以上）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること 等

#### 交付対象面積・単価

区分	地域団地面積の割合	交付単価（農作業委託）
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円／10a（0.5万円／10a）
区分2	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円／10a（1.5万円／10a）

■交付対象面積  
新たに団地化（増加）した面積  
・転貸面積  
・農作業委託面積  
（基幹3作業以上）

■交付対象地域  
・地域計画の区域、または、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域。

注) 区分2は、いずれかの要件をみたと

### ③経営転換協力金（農地所有者個人へ支援、令和5年度までの時限措置）

#### 交付要件

- ・全ての自作地（10a未満の自作地を除く）、または廃止する農業部門（例：土地利用型作物、露地野菜等）の作物を栽培する自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ、機構から担い手に貸し付けられていること。
- ・令和5年1月から令和5年12月末までに、機構から担い手に貸し付けられたものが対象

#### 交付単価等

※地域集積協力金又は集約化奨励金と一体的に取り組む場合のみ交付されます。

交付対象者	交付単価（令和4・5年度）	上限額
・経営転換する農業者 ・リタイアする農業者 ・農地の相続人	1.0万円／10a	25万円／戸

機構集積協力金の交付を希望される場合は、早めに裏面の相談窓口等にご相談下さい

## 2 遊休農地解消緊急対策事業（農振農用地区域内の農地に限ります）

担い手へ転貸するため、機構が遊休農地を借り受け、簡易な整備を行う事業です。

#### 対象農地

- ・草刈り、耕起等簡易な整備で解消できる遊休農地が対象です。
- ・簡易な整備を行った年度から翌年度までに、貸し付けすることが可能な農地です。
- ・機構が10年間以上、使用貸借（借賃が0円）で借り受けができる農地です。

#### 留意事項

- ・解消経費は10a当たり43,000円。

※解消経費が43,000円／10aを上回った経費は農地所有者又は、担い手負担になります。

## 3 農地中間管理機構に貸し付けた農地の固定資産税軽減措置（ただし、農業振興地域内の農地に限ります）

#### 対象者

- ・所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く）を、新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者

#### 軽減措置

- ・新たに機構に貸し付けた農地に係る固定資産税を以下の期間中は1／2に軽減（所有者が機構から借り受けた自己所有地を除く）

- ・設定期間が10年以上15年未満⇒ 3年間
- ・設定期間が15年以上⇒ 5年間

#### 実施時期

- ・令和5年1月2日～令和6年1月1日までに機構に貸し付けた場合には、令和6年度に納付する固定資産税から適用
- ・軽減措置の適用期限は、令和6年3月31日の貸し付けまで

## 4 Q&A もっと、いろいろ教えて！

### Q1 どんな農地でも、借り受けてもらえるのですか？

A

農地中間管理機構では、市街化区域を除く地域の農地が借り受けの対象となっています。なお、機構が借り受ける農地の基準は、次のとおりです。

- ①地域の農地の集積・集約化が進むこと
- ②再生不能と判定された荒廃農地でないこと
- ③形状等から利用が著しく困難な農地でないこと
- ④貸し付け可能性が著しく低い農地でないこと
- ⑤賃料が適切と判断されること

### Q2 機構が借り受けた農地の貸付先は、どのようにして決めるのですか？

A

地域ごとに作成されている「地域計画」等を踏まえ、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように貸し付けることとしており、知事の認可を受け貸し付けます。

### Q3 農地の賃料は、いつ頃、徴収したり、支払われたりしますか？

A

機構が借り受け、貸し付けた農地の賃料は、11月に徴収・支払することとしています。令和5年度の場合は、具体的には、

- ①担い手からの賃料の徴収は11月10日に、②出し手への賃料の支払は11月30日に行います。なお、相続等で金融口座を変更された場合は、口座変更届の提出をお願いします。